社会福祉法人■■■経理規程

（会計処理の基準）

第３条　会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準（以下、「会計基準」という。）によるものとする。また、会計基準の取扱いについては、社会福祉法人会計基準適用の留意事項(運用指針)（ 以下、「運用指針」という。）等の厚生労働省通知のほか、日本公認会計士協会が社会福祉法人会計基準に関して公表している取扱いによるものとする。

（会計年度及び財務諸表）

第４条　当法人の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

２　毎会計年度終了後２箇月以内に次の財務諸表、第3項に定める附属明細書及び第４項に定める財産目録を作成しなければならない。なお、財務諸表及び附属明細書は会計基準及び運用指針に定める様式に従って作成するものとする。

1. 法人全体を対象に作成する財務諸表

ア　資金収支計算書（会計基準第1号の１様式）

イ　資金収支内訳表（会計基準第1号の２様式）

ウ　事業活動計算書（会計基準第２号の１様式）

エ 事業活動内訳表（会計基準第２号の２様式）

オ　貸借対照表（会計基準第３号の１様式）

カ　貸借対照表内訳表（会計基準第３号の２様式）

(2）事業区分毎に作成する財務諸表

ア　事業区分資金収支内訳表（会計基準第1号の３様式）

イ　事業区分事業活動内訳表（会計基準第２号の３様式）

ウ　事業区分貸借対照表内訳表（会計基準第３号の３様式）

(3) 拠点区分毎に作成する財務諸表

ア　拠点区分資金収支計算書（会計基準第1号の４様式）

イ　拠点区分事業活動計算書（会計基準第２号の４様式）

ウ　拠点区分貸借対照表（会計基準第３号の４様式）

３　附属明細書として作成する書類は下記とする。

1. 法人全体を対象に作成する附属明細書

ア　借入金明細書（運用指針別紙①）

イ　寄附金収益明細書（運用指針別紙②）

ウ　補助金等事業収益明細書（運用指針別紙③）

エ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書（運用指針別紙④）

オ　事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書（運用指針別紙⑤）

カ　基本金明細書（運用指針別紙⑥）

キ　国庫補助金等特別積立金明細書（運用指針別紙⑦）

1. 拠点区分毎に作成する附属明細書（就労支援事業にかかるものを除く。）

ア　基本財産及びその他の固定資産の明細書 （会計基準別紙１）

イ 引当金明細書（会計基準別紙２）

ウ　拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３）

エ　拠点分事業活動明細書（会計基準別紙４）

　オ　積立金・積立資産明細書（運用指針別紙⑧）

カ　サービス区分間繰入金明細書（運用指針別紙⑨）

キ　サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書（運用指針別紙⑩）

1. 拠点区分毎に作成する就労支援事業にかかる附属明細書

ア　就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用) （運用指針別紙⑫）

イ 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用) （運用指針別紙⑭）

ウ　就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用) （運用指針別紙⑯）

エ　就労支援事業明細書(多機能型事業所等用) （運用指針別紙⑱）

４　財産目録は、法人全体のものを次のとおり作成するものとする。

1. 財産目録の内容は、当該会計年度末における全ての資産及び負債につき、その名称、

数量、金額等を詳細に表示するものとする。

1. 財産目録の区分は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し純資の

額を示すものとする。

５　第２項に定める財務諸表、第３項に定める附属明細書及び第４項に定める財産目録は、消費税及び地方消費税の税込金額を記載する。

（事業区分、拠点区分及びサービス区分）

第５条　事業区分は社会福祉事業及び公益事業とする。

２　拠点区分は予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって１つの拠点区分とし、法人本部は独立した拠点区分とする。また、公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く。）については別の拠点区分とする。

３　事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならない。

４　前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。

1. 社会福祉事業区分

　　ア　本部拠点区分

　　イ　Ａ里拠点区分

　　特別養護老人ホームＡ里・従来型サービス区分

　　居宅介護支援事業Ａ里サービス区分

　　ウ　ⓐ里拠点区分

　　特別養護老人ホームⓐ里・ユニット型サービス区分

　　特別養護老人ホームⓐ里短期入所・ユニット型サービス区分

　　エ　Ｂ保育園拠点区分

　　オ　Ｃ保育園拠点区分

　　カ　Ｄの苑拠点区分

　　生活介護サービス区分

　　就労支援Ｂ型サービス区分

日中一時支援サービス区分

　　キ　Ｅホーム拠点区分

1. 公益事業区分

　　ア　有料老人ホームＦハウス拠点区分

　　イ　診療所拠点区分